

IKGの旅館経営再生塾

第180回 中小企業向けの補助金制度活用のすすめ

㈱飯島綜研代表取締役社長 孫田 猛

国の中小企業に関する取り組み方を示すガイドラインとして、中小企業基本法という法律がある。もともとは中小企業を一律にとらえ、様々な補助・助成をしてきたが、今から9年ほど前に積極的にがんばる中小企業に対してのみに、様々なサポートをするように方向転換をした。

毎年、様々な制度が新設されたり、数年にわたって継続されたりしているが、今回注目したいのが、「中小企業地域資源活用促進法」である。

この地域資源とは地域の特産物や文化財、自然の風景地、温泉その他地域の観光資源として相当程度認識されているものを含み、具体的には各都道府県が策定する「基本構想」によって指定される。

この指定された地域資源を活用して行われる新商品の開発や生産、需要の開拓、新サービスの開発、提供または需要の開拓に関する事業活動を行う中小企業者に対し補助事業を行うというものである。

特にこの法認定に基づく支援の中で、「地域資源活用売れる商品づくり支援事業」は、新規性の高い商品開発等に対し試作品開発やデザイン改良、展示会出展等に係わる経費の一部を補助するもので、補助率は実に三分の二以内にまで及び。

また、これに伴う設備資金および運転資金について、政府系金融機関が優遇金利で融資を行う制度がある。

法律や制度の詳細については、中小企業庁や中小企業基盤整備機構のホームページから検索していただきたい。

ここで指摘したいことは、まさに旅館の商品開発にとつてうってつけの補助事業であるということである。特色としては、計画の策定段階で専門家の密度の濃い指導を受けることが出来る。

また、この補助は三年から五年にわたって継続的に受け続けることが出来るのも、大きな魅力だ。

補助金というのは返さなくてもいいお金だ。だから、この申請には当然ながら多大の労力が必要となり、厳格な審査がつきものである。でも、積極的な事業展開を目指す旅館経営者にとってはきわめてメリットが大きいといえよう。

にもかかわらず、旅館が手を上げているところがまだまだ少ないのが現状である。今回の話は、申請をした立場にある埼玉県秩父市の「ゆの宿和どう」の社長・町田氏から、貴重な生のお話を伺った概要である。同社の今後の展開に大いに期待するところである。

<http://ik-g.jp>
magota@ik-g.jp